

決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という）の事務を円滑適正に執行し、かつ責任の明確化と能率的な運営をはかるため事案の決裁について定める。

(会長決裁事案)

第2条 会長は、次の各号を決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
 - (2) 当法人の運営に関する重要方針に関する事案
 - (3) 予算の編成及び決算に関する事案
 - (4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案
 - (5) 定款に関する事案
 - (6) 特に重要な事項に関する報告、答申に関する事案
 - (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問、通知などに関する事案
 - (8) 職員の任免、昇格、懲戒、表彰などに関する事案
 - (9) 1,000万円以上の収入及び支出に関する事案
 - (10) 50万円以上の同一項の目間の流用に関する事案
 - (11) その他特に重要な事項に関する事案
- 2 前項の事案については、あらかじめ副会長の審議を経るものとする。

(決裁権の委任)

第3条 会長は、決裁事項の一部を副会長又は専務理事に委任することができる。

(専務理事決裁事案)

第4条 次の各号は専務理事の決裁事案とする。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、第2条第1項に掲げるものを除く事案
- (2) 諸規定の制定及び改廃に関する事案
- (3) 重要な事項の報告、答申に関する事案
- (4) 重要な申請、照会、通知などに関する事案
- (5) 職員の給与に関する事案
- (6) 嘱託及び臨時職員の雇用及び手当に関する事案
- (7) 事務局長、次長の出張、休暇に関する事案
- (8) 500万円以上1,000万円未満の収入及び支出に関する事案
- (9) 50万円未満の同一項の目間の流用に関する事案
- (10) その他重要な事項に関する事案

(事務局長決裁事案)

第5条 次の各号は事務局長の決裁事案とする。

- (1) 一般的な事項の報告、答申に関する事案
- (2) 一般的な申請、照会、通知などに関する事案
- (3) 職員の出張、休暇に関する事案
- (4) 500万円未満の収入及び支出に関する事案
- (5) その他比較的重要な事項に関する事案

(事案の代決)

第6条 決裁をするべき者が出張、休暇又はその他の事由により不在である場合は、次の各号に掲げる者がその事案を代決する。

- (1) 会長が不在である場合は、副会長又は専務理事
- (2) 専務理事が不在である場合は、専務理事があらかじめ指名する常務理事
- (3) 事務局長が不在である場合は、事務局次長又はあらかじめ指名する事務局職員

(代決できる事案)

第7条 前条により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要、又は異例に属するものは代決することができない。

(未決事案執行の特認)

第8条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、事務局長が未決裁のままで執行することを特認する。この場合、事務局長は原議書にその旨を記入しなければならない。

(決裁にかかわる疑義)

第9条 決事案のうち疑義があるものについては、上司の指示を受けて処理しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

改訂履歴

平成11年4月1日一部改正

平成16年11月28日一部改正(第2条(9)を1,000万円に変更、第4条(6)及び臨時職員を追加、(8)500万円以上1,000万円以下に変更、第5条(4)500万円未満に変更、(5)条文削除、(6)条文を(5)へ繰り上げ、第6条(3)条文最後を事務局職員と名称変更)

平成26年8月27日一部改正